

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 中小企業に対する助成金情報

中小企業に対しては、多様な助成金制度が整備されています。積極的に企業努力をおこなった法人に対して支給される助成金にはつぎのようなものがあります。

1. 中小企業に係る補助金の具体例

名 称	補助の対象	補助金額
ものづくり補助金	対象法人（※1）が製造機械・最新加工機等を購入又はシステム構築した場合	100～2,000万円（原則） ※補助対象経費額の2/3以内
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が商工会等と一体となって経営計画を策定し、販路開拓等（※2）を行った場合	～50万円、～500万円（複数企業連携の場合） ※補助対象経費額の2/3以内
IT導入補助金	生産性向上に役立つITツール（※3）を導入した場合	40万円～450万円 ※補助対象経費額の1/2以内

※1 中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う従業者数が300人以下のNPO法人を含む中小企業・小規模事業者等。

※2 HP作成・看板・チラシ作成・店舗の改装といった取組を含みますが、人件費（専門家謝金は対象）は対象となりません。

※3 ITツールが対象であり、PCなどのハードウェア取得費は対象となりません。

2. キャッシュレス決済の加盟店手数料補助および軽減税率対策に係る補助金制度

名 称	対象期間	補助の対象	補助金額
キャッシュレス決済補助金	2019年10月1日～2020年6月30日まで	中小・小規模事業者等 ※課税所得15億円を超える事業者は対象外	・端末等導入費用のうち2/3を国が補助 ・期間中、中小事業者等が決済事業者に支払う加盟店手数料（3.25%以下）の1/3を国が補助
軽減税率対策補助金	2019年9月30日まで ※B型のみ2019年6月28日までに事前申請の必要あり	軽減税率対象商品の販売を行っている中小・小規模の小売業者・卸売業者等	A型（複数税率対応レジ等の導入支援）：補助対象経費額の3/4（上限20万円/台） B型（電子的受発注システムの改修等支援）：補助対象経費額の3/4（上限：発注1,000万円、受注150万円/台） C型（請求書管理システムの改修等支援）：補助対象経費額の3/4（上限150万円）

お見逃しなく！

法人税法上、上記1、2の補助金は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、圧縮記帳等が認められます。